

用語の解説

● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

● 年齢

平成22年9月30日現在による満年齢です。

● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の入院者の集まり
- (6) その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗務員など

● 世帯主及び世帯人員

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

● 常住地

常住地とは、各人が常住する場所のことです。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、または3か月以上にわたって住むことになっている場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村に常住……常住地が従業している市区町村と同一の市区町村にある場合
「自宅」と「自宅外」の場合があります。

他市区町村に常住……常住地が従業している市区町村以外にある場合
(これは、いわゆる従業地に流入している人口を示すものとなっています。)

自市内他区………常住地が20大都市（注）にある者で、同じ市（都）内の他の区に常住地がある場合
県内他市区町村………常住地が従業先と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
他県………常住地が従業先と異なる都道府県にある場合

(注)東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

● 従業地

従業地とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業……従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自宅………従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の木工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外………常住地と同じ市区町村に従業先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業……従業先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっています。

自市内他区……………常住地が20大都市（注）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地がある場合
例）常住地が横浜市瀬谷区にある人で、横浜市中区に従業地がある場合
県内他市区町村……………従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
例）常住地が横浜市瀬谷区にある人で、川崎市川崎区に従業地がある場合
他県……………従業先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

- 1 他市区町村に従業するということは、その従業地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地への流入人口を示すものとなっています。
ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- 2 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。
- 3 ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」として扱います。
この従業地については、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。

● 就業者

就業者とは、調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人
なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

● 従業上の地位

従業上の地位とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

【平成22年変更内容】平成22年調査では、従来雇用者の内訳が「常雇」及び「臨時雇」であったものを、雇用形態の変化に対応するため、以下のとおり「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更しました。

雇用者 — 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員 — 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員 — 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他 — ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員 — 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 — 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

● 産業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】平成22年調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類します。

《注意点》

- (1) 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事していた事業所の事業の種類によります。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。
- (3) 報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は次によります。

第1次産業 — A農業、林業 B漁業

第2次産業 — C鉱業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業

第3次産業 — F電気・ガス・熱供給・水道業 G情報通信業 H運輸業、郵便業 I卸売業、小売業 J金融業、保険業 K不動産業、物品賃貸業 L学術研究、専門・技術サービス業 M宿泊業、飲食サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業 O教育、学習支援業 P医療、福祉 Q複合サービス事業 Rサービス業 (他に分類されないもの)
S公務 (他に分類されるものを除く)

● 職業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】

平成22年調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類(注)を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

(注)日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として設定したものです。

次の用語は大規模調査(10年ごと)のみ

● 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

卒業者 ——— 学校を卒業して、在学していない人

在学者 ——— 在学中の人

未就学者 — 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校(盲学校、ろう学校、養護学校)など学校教育法第1条にいう学校(幼稚園を除く。)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

● 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

小学校・中学 — 【新制】小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の小学部・中学部

【旧制】高等小学校、国民学校の初等科・高等科、尋常小学校、通信講習所普通科、青年学校普通科、実業補習学校

高校・旧中 — 【新制】高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の高等部、准看護師(婦)

養成所、高等学校卒業程度認定試験の合格者(注)

【旧制】高等学校尋常科、尋常中学校、高等中学校予科、高等女学校、実業学校(農業・工業・商業・水産学校など)

師範学校予科又は師範学校一部(3年修了のもの)、通信講習所高等科、鉄道教習所中等部・普通部(昭和24

年までの卒業者)、青年学校本科

短大・高専 — 【新制】短期大学、高等専門学校、都道府県立の農業者研修教育施設、看護師(婦)養成所

【旧制】高等学校高等科、大学予科、高等師範学校、青年学校教員養成所、図書館職員養成所、高等通信講習所本科

大学・大学院 — 大学、大学院、水産大学校、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程(平成11年4月以降)、放送学

校(全科履修生、修士全科生)

(注)平成16年までの大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、次のとおり区分しています。

専門学校専門課程(専門学校)

新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの — 大学・大学院

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの — 短大・高専

専門学校高等課程(高等専修学校)

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの — 高校・旧中

各種学校

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの — 短大・高専

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの — 高校・旧中

<補足>

1 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。

2 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

● 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「その他」の三つに区分しています。

● 社会経済分類

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によって分類したものです。

これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したものです。分類区分及びそれぞれに当てはまる条件については以下の平成22年国勢調査 社会経済分類表のとおりとなっています。

